

実績評価シート

担当課長：廃棄物・リサイクル対策部企画課長

施策名	廃棄物・リサイクル対策	
1 施策の概要	大量生産・大量消費・大量廃棄型 / 自己利益型・無責任型のゴミ社会を変革し、「ゴミゼロ型社会」の実現を図る。また、生活排水対策として、合併処理浄化槽の整備を促進する。	
2 (1) 施策の目的、目標・達成時期	2 (2) 達成状況	
<p>(1) 廃棄物の排出量の削減 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物については排出量を約5%削減し、産業廃棄物については排出量の増加を約12%に抑制する。</p> <p>(2) 廃棄物の再生利用量の向上 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物については再生利用量を約11%から約24%に増加させ、産業廃棄物については再生利用量を約41%から約47%に増加させる。</p> <p>(3) 廃棄物の最終処分量の削減 平成22年度において、平成9年度に対し、一般廃棄物、産業廃棄物とも最終処分量をおおむね半分に削減する。</p> <p>(4) 不法投棄件数及び投棄量の減少 平成11年度に対し、平成22年度において、廃棄物の不法投棄件数及び不法投棄量をおおむね半分に削減する。</p>	<p>(1) 排出量 一般廃棄物 平成8年度 約5,291万トン 平成9年度 約5,310万トン 平成10年度 約5,361万トン < 出典：環境省調べ ></p> <p>産業廃棄物 平成8年度 約4億2,600万トン 平成9年度 約4億1,500万トン 平成10年度 約4億800万トン < 出典：環境省調べ ></p> <p>(2) 再生利用率 一般廃棄物 平成8年度 約547万トン (約10%) 平成9年度 約586万トン (約11%) 平成10年度 約649万トン (約12%) < 出典：環境省調べ ></p> <p>産業廃棄物 平成8年度 約18,100万トン (約42%) 平成9年度 約16,900万トン (約41%) 平成10年度 約17,200万トン (約42%) < 出典：環境省調べ ></p> <p>(3) 最終処分量 一般廃棄物 平成8年度 約1,300万トン 平成9年度 約1,200万トン 平成10年度 約1,100万トン < 出典：環境省調べ ></p> <p>産業廃棄物 平成8年度 約6,000万トン 平成9年度 約6,700万トン 平成10年度 約5,800万トン < 出典：環境省調べ ></p> <p>(4) 不法投棄件数及び投棄量 不法投棄件数 平成9年度 855件 平成10年度 1,197件</p>	

平成 11 年度 1,049 件

不法投棄量

平成 9 年度 40.8 万トﾝ

平成 10 年度 42.4 万トﾝ

平成 11 年度 43.3 万トﾝ

< 出典：環境省調べ >

(5) 廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量の削減

一般廃棄物焼却施設、産業廃棄物焼却施設等について、平成14年末において、ダイオキシン類対策特別措置法第33条第1項の規定に基づく計画に定めるダイオキシン類の排出量に関する削減目標量を達成する。

(5) ダイオキシン規制の達成状況

(廃棄物焼却施設からのダイオキシン類排出量の推計)

廃棄物焼却施設全体

平成 9 年 6,841 ~ 7,092 (g-TEQ/年)

平成 10 年 2,990 ~ 3,241 (g-TEQ/年)
(対平成 9 年比 55 %)

平成 11 年 2,320 ~ 2,522 (g-TEQ/年)
(対平成 9 年比 65 %)

一般廃棄物焼却施設

平成 9 年 5,000 (g-TEQ/年)

平成 10 年 1,550 (g-TEQ/年)
(対平成 9 年比 69 %)

平成 11 年 1,350 (g-TEQ/年)
(対平成 9 年比 73 %)

産業廃棄物焼却施設

平成 9 年 1,500 (g-TEQ/年)

平成 10 年 1,100 (g-TEQ/年)
(対平成 9 年比 27 %)

平成 11 年 690 (g-TEQ/年)
(対平成 9 年比 54 %)

小型焼却炉

平成 9 年 340 ~ 591 (g-TEQ/年)

平成 10 年 340 ~ 591 (g-TEQ/年)
(対平成 9 年比 0 %)

平成 11 年 279 ~ 481 (g-TEQ/年)
(対平成 9 年比 19 %)

< 出典：環境省調べ >

(6) 適正処理に必要な廃棄物処理施設の整備 (最終処分場、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理施設等)

再生処理施設や焼却施設については、廃棄物の減量化の目標年度である平成22年度において必要な処理能力を確保できるよう、その整備を促進する。

一般廃棄物の最終処分場については、地域ごとに必要となる施設を今後とも継続的に確保し、産業廃棄物の最終処分場については廃棄物の減量化の目標年度である平成22年度において要最終処分量の5年分程度を確保できるよう、その整備を促進する。

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理施設については、全国に5か所程度、環境事業団

(6) 最終処分場の残余年数

一般廃棄物

平成 8 年度 9.4 年

平成 9 年度 11.2 年

平成 10 年度 12.3 年

< 出典：環境省調べ >

産業廃棄物

平成 8 年度 3.1 年

平成 9 年度 3.2 年

平成 10 年度 3.3 年

< 出典：環境省調べ >

を活用して広域的な処理施設の整備を図り、今後15年間で処理を完了する。

(7) 合併処理浄化槽の整備
生活排水対策を強化するため合併処理浄化槽の整備を促進する。

(7) 合併処理浄化槽の整備状況

汚水処理施設整備率

(うち合併処理浄化槽による整備率)

平成10年度 66% (6.3%)

平成11年度 69% (6.9%)

平成12年度 71% (7.2%)

< 出典：農林水産省、国土交通省、環境省調べ >

3 課題の体系

(1) 廃棄物等の発生抑制及び循環資源の適正な循環的な利用の推進
原材料、製品等が廃棄物等となることの抑制のための措置
循環資源の適正な循環的な利用のための措置
再生品の使用の促進
製品、容器等に関する事前評価の促進等
環境の保全上の支障の防止
環境の保全上の支障の除去等の措置

(2) 廃棄物の適正な処理の推進
循環資源の適正な処分のための措置
製品、容器等に関する事前評価の促進等
環境の保全上の支障の防止
環境の保全上の支障の除去等の措置

(3) 循環型社会を形成する基盤となる条件の整備
循環型社会形成推進基本計画の策定等
原材料等が廃棄物等となることの抑制等に係る経済的な措置
公共的施設の整備
地方公共団体による施策の適切な策定等の確保のための措置
地方公共団体に対する財政措置等
循環型社会の形成に関する教育及び学習の振興等
民間団体等の自発的な活動を促進するための措置
調査の実施
科学技術の振興
国際的協調のための措置

4 評価

廃棄物の発生抑制、リサイクル及び適正処理等を促進するため、以下の措置を講じており、着実にその成果は上がっている。

平成3年から平成12年までの数次の廃棄物処理法の改正により、排出抑制・再生利用の促進、不適正処理の防止、産業廃棄物に対する排出事業者責任の徹底し、公共関与による廃棄物処理施設の整備等を促進

平成7年の容器包装リサイクル法を始め、各種個別リサイクル法を着実に整備

平成9年以降、制度改正や国庫補助等により廃棄物処理施設におけるダイオキシン排出削減の取組を実施

平成12年に循環型社会形成推進基本法を整備し、目指すべき循環型社会の姿、必要な施策やその優先順位(発生抑制、再使用、再生利用、熱回収、適正処分)各主体の責任等を明示

平成12年の浄化槽法改正に基づき、平成13年度4月より、水環

境への負荷が大きい単独処理浄化槽の新設を原則禁止するとともに、下水道や農業集落排水等の生活排水処理施設の整備と連携を図った合併処理浄化槽の整備を推進

平成13年6月にポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理推進特別設置法及び改正環境事業団法を整備

今後、「ゴミゼロ型社会」の実現等を図るため、以下の施策を講じていく必要がある。

改正廃棄物処理法の確実かつ円滑な施行と廃棄物処理施設等の整備促進等による廃棄物の適正処理の推進

各種個別リサイクル法の円滑な推進

廃棄物処理施設について、平成14年12月より適用されるダイオキシン類削減基準に適合させるための対策の早期実施

具体的な数値目標など実効性のある循環型社会形成推進基本計画の策定

下水道や農業集落排水等の生活排水処理施設の整備と連携を図った一層の合併処理浄化槽の整備の推進

ポリ塩化ビフェニル廃棄物適正処理推進特別設置法及び改正環境事業団法に基づき、環境事業団を活用して拠点的なPCB処理施設を整備

大都市圏の廃棄物処理体制の確保を始めとする廃棄物処理体制の再構築

排出事業者・製造事業者等の自己責任の徹底による優良な廃棄物処理・リサイクル業者の育成

発生抑制・無害化・リサイクルの推進のための技術開発・システムの整備

不法投棄対策の強化と環境修復による国民の信頼確保